

信用取引口座設定約諾書の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
(期限の利益の喪失)	(期限の利益の喪失)
第8条 私について次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、貴社から通知、催告等がなくても貴社に対する信用取引に係る債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済すること。	第8条 私について次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、貴社から通知、催告等がなくても貴社に対する信用取引に係る債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済すること。
(1) (略)	(1) (略)
(2) <u>手形交換所又は電子記録債権法</u> (平成19年法律第102号) 第2条第2項に規定する電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。	(2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
(3)～(6) (略)	(3)～(6) (略)
2 (略)	2 (略)
付 則	
この約諾書は、平成25年7月16日から施行する。	

先物・オプション取引口座設定約諾書の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
(期限の利益の喪失)	(期限の利益の喪失)
第11条 私について次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、貴社から通知、催告等がなくとも貴社に対する先物・オプション取引に係る債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済すること。	第11条 私について次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、貴社から通知、催告等がなくとも貴社に対する先物・オプション取引に係る債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済すること。
(1) (略)	(1) (略)
(2) <u>手形交換所又は電子記録債権法(平成19年法律第102号)第2条第2項に規定する電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。</u>	(2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
(3)～(6) (略)	(3)～(6) (略)
2 (略)	2 (略)
付 則	
この約諾書は、平成25年7月16日から施行する。	

取引所FX取引口座設定約諾書の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
(期限の利益の喪失)	(期限の利益の喪失)
第11条 私について次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、貴社から通知、催告等がなくても貴社に対する取引所FX取引に係る債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済すること。	第11条 私について次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、貴社から通知、催告等がなくても貴社に対する取引所FX取引に係る債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済すること。
(1) (略)	(1) (略)
(2) <u>手形交換所又は電子記録債権法</u> (平成19年法律第102号) 第2条第2項に規定する電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。	(2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
(3)～(6) (略)	(3)～(6) (略)
2 (略)	2 (略)
<p>付 則</p> <p>この約諾書は、平成25年7月16日から施行する。</p>	